



目 次	
規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	31

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第70条」に、
「第5節 自動車取得税（第62条―第70条）
第5節の2 軽油引取税（第71条―第72条の8）」
を
「第5節 軽油引取税（第71条―第72条の8）」
に改める。

第5条第2号中「第147条第5項」を「第155条の7第5項」に改め、同条第3号中「第128条第4項及び第141条の20第4項」を「第141条の20第4項及び第155条第4項」に改め、同条第4号中「第150条第1項」を「第144条第1項」に、「第150条第2項」を「第144条第2項」に、「第150条第3項」を「第144条第3項」に改める。

第7条の3第1項中「当該自動車税」を「当該自動車に対して課する種別割」に改める。

第22条中「に規定する督促状は、」を「の督促状は、別記第24号様式又は」に改める。

第24条第3号中「県税」を「徴収金」に改める。

第41条の3第2項中「の法人事業税徴収猶予整理簿」を「による徴収猶予整理簿」に、「の法人事業税徴収猶予通知書」を「による徴収猶予通知書」に、「の法人事業税徴収猶予期間延長通知書」を「による徴収猶予期間延長通知書」に改め、同条第3項中「の法人事業税徴収猶予取消し通知書」を「による徴収猶予取消し通知書」に改める。

第2章第5節の節名を削る。

第2章第4節中第60条から第70条までを次のように改める。

第60条から第70条まで 削除

第2章第5節の2を同章第5節とする。

第73条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第143条第1項ただし書」を「第155条の3ただし書」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、第2章第6節中同条の前に次の9条を加える。

（環境性能割の修正申告書の様式）

第72条の9 条例第150条第2項の環境性能割の修正申告書は、別記第118号様式の14によるものとする。

（証紙による環境性能割の納付等）

第72条の10 第73条の2から第73条の11までの規定は条例第150条第2項の規定により納付する環境性能割について、第73条の12の規定は条例第150条第3項の規定に基づき証紙に代えて現金で納付する環境性能割について準用する。この場合において、第73条の2第1項中「条例第155条の7第3項の種別割」とあるのは「条例第150条第2項の環境性能割」と、同条第2項第1号及び第2号、第73条の3第3項第1号及び第2号並びに第73条の6中「種別割」とあるのは「環境性能割」と、第73条の2第6項中「条例第155条の7第3項」とあるのは「条例第150条第2項」と、「種別割」とあるのは「環境性能割」と、「申告書」とあるのは「申告書又は修正申告書」と、第73条の3第1項中「条例第155条の7第3項」とあるのは「条例第150条第2項ただし書」と、「種別割」とあるのは「環境性能割」と、第73条の5第1項中「種別割額」とあるのは「環境性能割額」と、同条第3項中「種別割額」とあるのは「環境性能割額」と、「次条」とあるのは「第72条の10において読み替えて準用する第73条の6」と、第73条の7中「前条」とあるのは「第72条の10において読み替えて準用する第73条の6」と、「次条第2項」とあるのは「第72条の10において準用する第73条の8第2項」と、「第73条の4第2項」とあるのは「第72条の10において準用する第73条の4第2項」と、第73条の11中「第73条の3第3項各号」とあるのは「第72条の10において読み替えて準用する第73条の3第3項各号」と、第73条の12中「条例第155条の7第3項」とあるのは「条例第150条第3項」と読み替えるものとする。

（環境性能割徴収猶予申告書等）

第72条の11 条例第153条第7項の規則で定める様式は、別記第118号様式の14の2によるものとする。

2 高知県中央東県税事務所長は、条例第153条第2項の規定による環境性能割の徴収猶予をしたときは、別記第118号様式の14の3による自動車税環境性能割徴収猶予整理簿に登記し、かつ、別記第118号様式の14の4による自動車税環境性能割徴収

猶予決定通知書により当該申告者に通知しなければならない。
3 高知県中央東県税事務所長は、条例第153条第4項の規定により環境性能割の徴収猶予を取り消したときは、別記第118号様式の14の5による自動車税環境性能割徴収猶予取消し通知書により当該申告者に通知するものとする。

（環境性能割還付等申請書等）

第72条の12 条例第154条第3項の申請書は、別記第118号様式の14の6によるものとする。

2 高知県中央東県税事務所長は、条例第154条第2項の規定による環境性能割の還付の申請があった場合は、これについて決定し、別記第118号様式の14の7による決定通知書よりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（身体障害者の範囲）

第72条の13 条例第155条の2第1項第2号の身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級から3級までの各級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から3級までの各級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級

腎臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条の規定により交付される身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3による重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症

心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級

（重度身体障害者等の範囲）

第72条の14 条例第155条の2第1項第3号の身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 前条第1号の規定に該当する者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める身体障害者福祉法施行規則別表第5号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級並びに2級の1及び2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（2級にあっては、1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から3級までの各級（3級にあっては、1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）

心臓機能障害	1級、3級及び4級
腎臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 前条第2号の規定に該当する者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める恩給法別表第1号表ノ2による重度障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各級
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級

肝臓機能障害

特別項症から第3項症までの各々項

- 2 条例第155条の2第1項第3号の精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
- (1) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に精神上的障害の程度（総合判定）が「A」である者として記載されている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に必要な費用の公費負担を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けているもののうち、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者
（身体又は精神に障害を有する者の範囲）
- 第72条の15** 条例第155条の2第1項第3号及び第155条の12第1項第2号の身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものは、身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付された戦傷病者手帳（第72条の17第2項において「療育手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（第72条の17第2項において「療育手帳」という。）又は精神障害者保健福祉手帳を有する者とする。
（身体障害者等に対し環境性能割を減免する自動車の範囲）
- 第72条の16** 条例第155条の2第1項第4号の規則で定める自動車は、条例第142条第1項に規定する自動車で、身体障害者等の利用に専ら供するための車椅子の昇降及び固定装置、浴槽の装着等の特別の構造を有するものとする。
- 2 条例第155条の2第1項第5号の規則で定める自動車は、条例第142条第1項に規定する自動車で、身体障害者等の利用に供するための車椅子の昇降及び固定装置、浴槽の装着等の特別の構造を有し、身体障害者等以外の者の利用にも併せて供されるものとする。
- 3 条例第155条の2第1項第6号の規則で定める自動車は、条例第142条第1項に規定する自動車で、専ら身体障害者が運転するために運転装置、制御装置等について特別の構造を有するものとする。
（環境性能割の減免の手続）
- 第72条の17** 条例第155条の2第3項の申請書は、別記第118号様式の14の8、別記第118号様式の14の9、別記第123号様式又は別記第123号様式の2によるものとする。
- 2 条例第155条の2第3項の規則で定める書類及び運転免許証は、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身

- 体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第77条の2第2項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者（条例第155条の2第1項第2号に規定する身体障害者をいう。）、重度身体障害者等（条例第155条の2第1項第3号に規定する重度身体障害者等をいう。以下この項において同じ。）と生計を一にする者又は重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で第72条の15に規定するものに限る。）を常時介護する者の運転免許証（第77条の2第2項において「本人等運転免許証」という。）とする。
- 3 高知県中央東県税事務所長は、条例第155条の2第3項の規定による環境性能割の減免の申請があつた場合は、これについて決定し、別記第118号様式の14の10による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 第73条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第147条第3項」を「第155条の7第3項」に、「自動車税」を「種別割」に、「以下この条」を「以下この節」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「第147条第3項」を「第155条の7第3項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第73条の3第1項中「第147条第3項」を「第155条の7第3項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第73条の5第1項及び第3項中「自動車税額」を「種別割額」に改める。
- 第73条の6中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の表中「100分の0.864」を「100分の0.880」に、「100分の0.540」を「100分の0.550」に改める。
- 第73条の12中「第147条第3項」を「第155条の7第3項」に改める。
- 第74条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第148条第4項」を「第155条の8第4項」に改める。
- 第75条の見出し中「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条中「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に、「自動車税」を「種別割」に、「自動車税額」を「種別割額」に改める。
- 第76条の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第153条第2項」を「第155条の10第2項」に改め、同条第2項中「第153条第2項」を「第155条の10第2項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第76条の2第1項中「第153条の2第1項」を「第155条の11第1項」に改め、同項第1号中「自動車税」を「種別割」に改め、

- 同条第2項中「第153条の2第1項」を「第155条の11第1項」に改め、同条第3項中「第153条の2第2項」を「第155条の11第2項」に改め、同条第4項中「第153条の2第2項の規則」を「第155条の11第2項の規則」に改め、同項第2号中「第153条の2第1項」を「第155条の11第1項」に改め、同項第4号中「第153条の2第2項」を「第155条の11第2項」に改め、同条第5項中「第153条の2第2項」を「第155条の11第2項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「第153条の2第1項」を「第155条の11第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第77条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第154条第1項」を「第155条の12第1項」に改め、同項の表中「第144条第1項各号」を「第155条の4第1項各号」に、「第68条」を「第72条の15」に改め、同条第2項中「第154条第2項」を「第155条の12第2項」に、「第144条第1項各号」を「第155条の4第1項各号」に改める。
- 第77条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項及び第2項中「第154条第4項」を「第155条の12第4項」に改め、同条第3項中「第154条第4項」を「第155条の12第4項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第78条の見出し中「自動車税納税証明書」を「種別割納税証明書」に改め、同条中「第155条」を「第155条の13」に改める。
- 第89条第1項中「第125条の2、第149条、第151条」を、「第145条、第152条、第155条の9」に改める。
- 第92条の2中「自動車税」を「種別割」に改める。
- 付則第4項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。
- 別記第6号様式の5及び別記第6号様式の6を次のように改める。

第6号様式の5（第5条関係）

④納付書兼領収証書

県 税	自動車税 種別割	事務所 登録番号
-----	-------------	-------------

様式

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	税額			
	延滞金額			
	計			
口座番号	加入者			
納付の場所	上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。 県税事務所長			

④納付書（原簿）

県 税	自動車税 種別割	事務所 登録番号
-----	-------------	-------------

様式

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	税額			
	延滞金額			
	計			
口座番号	加入者			
經由機関領収印	受付機関領収印			

④納付書兼領収済通知書

県 税	自動車税 種別割	事務所 登録番号
-----	-------------	-------------

様式

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	登録番号及び金額の数字は、次の字体で枠内に記入してください。	税額		
		延滞金額		
		計		
口座番号	加入者			
經由機関領収印	取りまとめ郵便局 徳島駅前事務センター (取りまとめ局→加入者)			
	受付機関領収印			

県税事務所長

第6号様式の6（第5条関係）

納付書（原簿）

県 税	自動車税 種別割	事務所 登録番号
-----	-------------	-------------

様式

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度	税額

支払伝票（県税口座振替用）

対 応 票 号	年 月 日
金額復記	
口座名義	
係 印	検 印
口座番号	

領収済通知書

県 税	自動車税 種別割	事務所 登録番号
-----	-------------	-------------

様式

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度	納付区分	税額

純轄店領収印

經由機関領収印	領収印
---------	-----

郵便はがき

領 収 印

登録番号	年度	税額
県 税	自動車税種別割	
上記の税額をあなたの口座から振り替えて領収しました。		
金融機関名	口座番号	振替日
	(下3ケタ)	年 月 日
自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 車検に必要ですので、大切に保管してください。		
登録番号	車台番号（下6ケタ）	この証明書の有効期限

上記の自動車について、領収印があるものは、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。
県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「**」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

別記第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の2（第5条関係）

第1点

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

県税	自動車税 種別割	登録番号	第 号 頁
様式	自動車税種別割領収証書		

様式 領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
納付区分	税額	円		
証券受領額の内訳 額面金額	延滞 金額			
上記金額のうち (円)	計			
種額	振出人			
記号 番号	支払場 所			
上記の金額を領収しました。				
高知県	事務所	年	月	日
現金取扱員 <input type="text"/> (印)				
未納 額明 細	元税額 未納額	円	延滞金 未納額	円
未納税 額	未納税 分費	円	未納税 分費	円

第2点

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

県税	自動車税 種別割	登録番号	第 号 頁
様式	原符		

様式 領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
納付区分	税額	円		
証券受領額の内訳 額面金額	延滞 金額			
上記金額のうち (円)	計			
種額	振出人			
記号 番号	支払場 所			
上記の金額を領収しました。				
高知県	事務所	年	月	日
現金取扱員 <input type="text"/> (印)				
未納 額明 細	元税額 未納額	円	延滞金 未納額	円
未納税 額	未納税 分費	円	未納税 分費	円

第3点

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

県税	自動車税 種別割	登録番号	第 号 頁
様式	領収済通知書		

様式 領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
納付区分	税額	円		
証券受領額の内訳 額面金額	延滞 金額			
上記金額のうち (円)	計			
種額	振出人			
記号 番号	支払場 所			
上記の金額を領収しました。				
高知県	事務所	年	月	日
現金取扱員 <input type="text"/> (印)				
未納 額明 細	元税額 未納額	円	延滞金 未納額	円
未納税 額	未納税 分費	円	未納税 分費	円

備考 この領収証書は、自動車税種別割領収証書、原符、領収済通知書の各片の順に1組とし、1組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「県税領収証書（自動車税種別割専用）」の表示及びこの領収証書欄の番号を印刷しておく。

別記第12号様式の3を次のように改める。

第12号様式の3（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

法人県民税
法人事業税更正請求
特別法人事業税
却下
通知書
棄却

年 月 日付けで請求のありました 年 月 日から
年 月 日までの事業年度分に係る更正の請求については、次の理由により却下・棄却します。

却下・棄却の理由

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税、事業税又は特別法人事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の7中
 「更正自動車取得税決定通知書（納額告知書）
 加算金額の決定」

を
 「更正自動車税環境性能割決定通知書（納額告知書）
 加算金額の決定」

に、「自動車取得税について」を「自動車税環境性能割について」に改める。

別記第13号様式の5及び別記第13号様式の6を次のように改める。

第13号様式の5（第7条の3関係）



年 月 日

県税事務所長 様

申告者 住所（所在地）
 氏名（名称）



自動車税種別割第二次納税義務に係る納付義務免除申告書

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除について、次のとおり関係書類を添えて申告します。

自動車売主の住所（所在地）及び氏名（名称）		自動車の主たる定置場	
自動車買主の住所（所在地）及び氏名（名称）			
第二次納税義務に係る納付義務免除を申告する自動車税種別割	年度	税額	
第二次納税義務に係る自動車	登録番号	車台番号	
	種類及び用途	最大積載量	
	車名	最大乗車定員	
	型式		
第二次納税義務に係る納付義務免除を申告する理由			

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 当該自動車に係る売買契約書の写し
- 2 当該自動車の所在についての調査記録等の自動車の所在が不明であることを証する書類
- 3 返戻された買主あて自動車代金払込催告書に係る配達証明郵便物等買主の住所又は居所が不明であることを証する書類
- 4 支払を拒絶された手形及び貸倒損失に関する会計上の記録等自動車代金の全部又は一部を売主が受け取ることができないことを証する書類

第13号様式の6（第7条の3関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

自動車税種別割第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書

年 月 日付けで申告のありました売主に対する自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

自動車売主の住所（所在地）及び氏名（名称）			
自動車買主の住所（所在地）及び氏名（名称）			
登録番号		主たる定置場	
決定理由	地方税法第11条の9第2項の規定に該当 ^{する} しないため、第二次納税義務に係る納付義務を ^{免除} できません。		
事由発生年月日	年	月	日
免除する年度	年度	免除する税額	円

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第24号様式から別記第33号様式までを次のように改める。

第24号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称） 様

県税事務所長 印

督促状

次のとおり滞納となっておりますので、早急に最寄りの納付（納入）の場所へ納付（納入）してください（納付（納入）の場所及び延滞金額の計算方法については、裏面をご覧ください。）。

なお、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えを受けることになります。

また、この督促についての審査請求等については、裏面をご覧ください。

年度	税目	課税番号（登録番号）
期別		納期限
		年 月 日
税額		円
延滞金額		円
		円
		円
		円
		円
備考		
この督促状と行き違いに納税されている場合は、ご容赦ください。		

（裏面）

督促の根拠	地方税法第 条 高知県税条例第27条
延滞金額の計算方法	<p>納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付（納入）すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付（納入）しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付（納入）を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
審査請求及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付（納入）の場所	

第25号様式から第33号様式まで 削除
 別記第46号様式及び別記第46号様式の2を次のように改める。

第46号様式（第31条関係）

（第1片）

高知県	Ⓔ個人県民税（現年）領収証書	県税
<input type="text"/>	口座番号 01620-1- 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県	県税
<input type="text"/>	口座番号 960014	加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
事務所 税目納区	会計管理者	会計管理者
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
市町村コード	年度収入	県税事務所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現年課税額	円	円
延滞金	円	円
計	円	円

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

経由機関領収印	受付機関領収印
<input type="text"/>	<input type="text"/>
取りまとめ郵便局 徳島県金事務センター (取りまとめ局→加入者)	

（第2片）

高知県	Ⓔ個人県民税（現年）納付書（原簿）	県税
<input type="text"/>	口座番号 01620-1- 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県	県税
<input type="text"/>	口座番号 960014	加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
事務所 税目納区	会計管理者	会計管理者
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
市町村コード	年度収入	県税事務所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現年課税額	円	円
延滞金	円	円
計	円	円

経由機関領収印	受付機関領収印
<input type="text"/>	<input type="text"/>

（第3片）

高知県	Ⓔ個人県民税（現年）領収証書	県税
<input type="text"/>	口座番号 01620-1- 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県	県税
<input type="text"/>	口座番号 960014	加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県 加入者 四国銀行 県
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
<input type="text"/>	市町村名	市町村名
事務所 税目納区	会計管理者	会計管理者
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
市町村コード	年度収入	県税事務所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現年課税額	円	円
延滞金	円	円
計	円	円

経由機関領収印	受付機関領収印
<input type="text"/>	<input type="text"/>
上記の金額を領収しました。	
この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。	

第46号様式の2 (第31条関係)

第1号

高知県	個人県民税(納税)領収通知書	県税
口座番号	01620-1- 960014	四国銀行興 行支店
市町村名		
事務所 税目納区	会計管理者	

市町村コード	県税事務所
年度収入	
現年課税額	円
延滞金	円
計	円

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

経由機関領収印	受付機関領収印
取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター (取りまとめ局→加入者)	

第2号

高知県	個人県民税(納税)納付書(原簿)	県税
口座番号	01620-1- 960014	四国銀行興 行支店
市町村名		
事務所 税目納区	会計管理者	

市町村コード	県税事務所
年度収入	
現年課税額	円
延滞金	円
計	円

経由機関領収印	受付機関領収印

第3号

高知県	個人県民税(納税)領収証書	県税
口座番号	01620-1- 960014	四国銀行興 行支店
市町村名		
事務所 税目納区	会計管理者	

市町村コード	県税事務所
年度収入	
現年課税額	円
延滞金	円
計	円

上記の金額を領収しました。

受付機関領収印	
この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。	

別記第52号様式を次のように改める。

第52号様式（第34条の7、第41条の2関係）

第 号
年 月 日

知事 様

高知県知事 印

法人県民税
法人事業税申告書提出期限延長等通知書
特別法人事業税

地方税法第53条第42項又は地方税法施行令第24条の3第6項（同令第24条の4第8項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

名称													
法人番号													
主たる事務所等の所在地	高知県												
延長等の内容	県民税	年 月 日から	の事業年度分から							年間延長			
		年 月 日まで								年間延長に変更 取消し・取りやめ			
	事業税	年 月 日から	の事業年度分から							年間延長			
年 月 日まで									年間延長に変更 取消し・取りやめ				
		年 月 日から	の事業年度分を							年 月 日まで延長			
決算が確定しない理由	1 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため等 (1) 地方税法第72条の25第3項該当 (2) 地方税法第72条の25第5項該当 2 災害その他やむを得ない理由のため (1) 地方税法第72条の25第2項又は第4項該当 (2) 地方税法第72条の25第6項又は第7項該当 (3) 地方税法第72条の25第14項該当												
従たる事務所等の所在地	関係都道府県名	所在地											

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税、事業税又は特別法人事業税にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第62号様式から別記第62号様式の8までを次のように改める。

第62号様式 (第41条の2関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

法人事業税 承認
特別法人事業税 申告書提出期限延長 否認 通知書

年 月 日付けで申請のありました法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出
次のおり承認しました
期限の延長については、認めることができませんでしたので通知します。

課税番号	
------	--

年 月 日から 年 月 日まで 提出期限を 月間延長します。 理由 ()
年 月 日から 年 月 日まで 期限を 年 月 日まで延長します。 理由 ()
否認理由

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第62号様式の2 (第41条の2関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

法人事業税 取消し
特別法人事業税 申告書提出期限延長処分 変更 通知書

年 月 日付けで承認しました法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限
の延長の処分については、地方税法施行令第24条の4第4項(同令第24条の4の3第1項において
準用する場合を含む。)の規定により、年 月 日から
年 月 日までの事業年度分から次のおり
取り消し
変更し ましたので通知します。

課税番号	
------	--

取消し理由	
変更	変更後の指定 に係る月数
	月間
	変更理由

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の3（第41条の3関係）

年 月 日

県税事務所長 様

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予申請書

法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	所在地												
	名称			法人番号									
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告区分										
徴収猶予申請期間		申告税額	申告と同時に納付する税額	徴収猶予を申請する税額									
年 月 日から 年 月 日まで		円	円	円									
徴収猶予を申請する税額の納付の方法													
回数	納付期日	納付金額	回数	納付期日	納付金額								
	・ ・	円		・ ・	円								
	・ ・			・ ・									
	・ ・			・ ・									
	・ ・			・ ・									
	・ ・			・ ・									
	・ ・			・ ・									
申請理由	高知県税条例第59条の2第 項第 号該当（具体的に詳しく記入してください。）												

注 1年以上も納付がないようなことを避けるため、計画を立て分割して納付するようにしてください。また、担保が必要な場合は、担保提供書（高知県税規則別記第22号様式の3）を提出してください。

第62号様式の4（第41条の3関係）

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予整理簿

法人	所在地										
	名称										
課税番号		徴収猶予理由	高知県税条例第59条の2第 項第 号該当								
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告区分								
徴収猶予承認期間		徴収猶予申請額	徴収猶予承認額	摘要							
年 月 日から 年 月 日まで		円	円								

第62号様式の5（第41条の3関係）

年 月 日

県税事務所長 様

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予期間延長申請書

法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予の期間延長を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	所在地											
	名称		法人番号									
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告区分										
期間延長申請期間	徴収猶予税額	現在までに納付した税額	期間延長を申請する税額									
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円									
徴収猶予の期間延長を申請する税額の納付の方法												
回数	納付期日	納付金額	回数	納付期日	納付金額							
	・ ・	円		・ ・	円							
	・ ・			・ ・								
	・ ・			・ ・								
	・ ・			・ ・								
	・ ・			・ ・								
	・ ・			・ ・								
	・ ・			・ ・								
申請理由	(具体的に詳しく記入してください。)											

第62号様式の6（第41条の3関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称 様

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予通知書

県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予については、次のとおり承認しましたので通知します。
なお、高知県条例第59条の2第8項又は第9項の規定により徴収猶予の条件を欠くことになったときは、徴収猶予を取り消し、直ちに全額を徴収します。

課税番号		徴収猶予理由	高知県条例第59条の2第 項第 号該当
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	申告区分
徴収猶予承認期間	徴収猶予申請額	徴収猶予承認額	摘要
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	
徴収猶予承認税額の納付の方法			
回数	納付期日	納付金額	回数
	・ ・	円	
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
備考			

注 「徴収猶予承認税額の納付の方法」欄に記入しているとおりに納付しなかったときは、この徴収猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので注意してください。

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合のみ記載する。

第62号様式の7（第41条の3関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称

様

県税事務所長 印

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予期間延長通知書

年 月 日付けで申請のありました法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予の期間延長については、次のとおり承認しましたので通知します。

なお、高知県税条例第59条の2第8項又は第9項の規定により徴収猶予の条件を欠くことになったときは、徴収猶予を取り消し、直ちに全額を徴収します。

課税番号	徴収猶予理由		高知県税条例第59条の2第 項第 号該当		
事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告区分		
徴収猶予期間延長承認期間		徴収猶予期間延長申請額	徴収猶予期間延長承認額	摘要	
年 月 日から 年 月 日まで		円	円		
徴収猶予期間延長承認額の納付の方法					
回数	納付期日	納付金額	回数	納付期日	納付金額
	・	円		・	円
	・			・	
	・			・	
	・			・	
	・			・	
	・			・	
	・			・	
	・			・	
備考					

注 「徴収猶予期間延長承認額の納付の方法」欄に記入しているとおりに納付しなかったときは、この徴収猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので注意してください。

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第62号様式の8（第41条の3関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称

様

県税事務所長 印

法 人 事 業 税
特別法人事業税 徴収猶予取消し通知書

年 月 日付けで承認しました法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予については、次の理由により取り消しましたので通知します。

なお、徴収猶予を取り消した税額については、別紙納付書で納期限までに納付してください。

課税番号	徴収猶予理由		高知県税条例第59条の2第 項第 号該当	
事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告区分	
徴収猶予承認済期間		徴収猶予承認済額	徴収猶予取消し額	摘要
年 月 日から 年 月 日まで		円	円	
取消し理由				
備考				

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第69号様式中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

別記第96号様式から別記第105号様式までを次のように改める。

第96号様式から第105号様式まで 削除


別記第118号様式の13の次に次の10様式を加える。

第118号様式の14（第72条の9関係）

受付印

自動車税環境性能割修正申告書									
高知県中央東県税事務所長 様					高知県中央東県税事務所長 様				
登録番号又は車両番号	申告年月日	年月日	年月日	区分	課税標準額（取得価額）	税率	税額		
納税義務者住所（所在地）	取得年月日	年月日	年月日	修正申告額	円		円		
ふりがな氏名（名称）	譲渡者住所（所在地）				既に納付が確定している額	円	円		
主たる定置場	ふりがな氏名（名称）				差引き納付すべき額	円	円		
車名及び型式					延滞金額		円		
初度登録年月					合計金額		円		
車台番号							円		
種類	普通・小型・三輪・軽						円		
登録理由	新規・移転・使用者変更						円		
取得原因	売買・相続・贈与・所有権留保解除 ・その他（ ）						円		
用途 兼用車（営業用・自家用） トラック（貨物・貨客兼用） バス（一般乗合・観光貸切り） 三輪小型 特種用途（霊きゆう車・放送宣伝車・その他）									
特例措置 新規登録時限的軽減措置 低燃費車特例 低公害車特例							該当の有無及び該当内容等 該当（ ）・非該当 該当（ ）・非該当 該当（ ）・非該当		
証紙代金収納印欄									

第118号様式の14の2（第72条の11関係）

 受付印		年 月 日
高知県中央東県税事務所長 様		
住所（所在地） 氏名（名称）		⑤
<p>譲渡担保財産の取得に関する自動車税環境性能割徴収猶予申告書</p> <p>自動車税環境性能割の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申告します。</p> <p>記</p>		
徴収猶予税額	円	徴収猶予期限 年 月 日
譲渡担保権者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
譲渡担保財産の設定者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
譲渡担保財産の表示		譲渡担保財産
登録番号又は車両番号		設定年月日 年 月 日
車名		契約解除予定年月日 年 月 日
型式		取得年月日 年 月 日
種別		取得価額 円

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している譲渡担保財産について、自動車税環境性能割申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している譲渡担保財産の取得の日から6月以内にその譲渡担保契約を解除することを証明する書類（譲渡担保契約書等の写し）を添えてください。

第118号様式の14の3（第72条の11関係）

自動車税環境性能割徴収猶予整理簿

年度	通知書番号	徴収猶予年月日	納税義務者		徴収猶予税額	徴収猶予期限	徴収猶予取消し年月日	減額処分		摘要
			住所又は所在地	氏名又は名称				年月日	税額	

第118号様式の14の4 (第72条の11関係)

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 印

自動車税環境性能割徴収猶予決定通知書

年 月 日付けで申告のありました自動車税環境性能割の徴収猶予については、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、徴収猶予の期限内に徴収猶予の条件を欠くことになった場合は、その旨を申告してください。

登録番号又は 車両番号	年度	申告税額	徴収猶予税額	徴収猶予期限	摘要
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第118号様式の14の5 (第72条の11関係)

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 印

自動車税環境性能割徴収猶予取消し通知書

自動車税環境性能割の徴収猶予を取り消しましたので、次のとおり通知します。
なお、徴収猶予を取り消した税額については、別紙納付書で納期限までに納付してください。

徴収猶予の通知年月日及び番号		年度	申告税額	徴収猶予期限及び徴収猶予税額	徴収猶予を取り消した税額	徴収猶予を取り消した理由
				・ ・ 円		
				・ ・ 円		
				・ ・ 円		
				・ ・ 円		
				・ ・ 円		

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第118号様式の14の6（第72条の12関係）

年 月 日

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称） ㊞

自動車税環境性能割還付申請書
納付義務免除

下記のとおりに自動車税環境性能割の還付・納税義務の免除を受けたいので、申請します。

記

申請金額		円	
既納 (未納) 税額	課税標準額	円	納付年月日 年 月 日
	納付した（未納の）税額	円	年度 年度
自動車	登録番号又は車両番号		車名
	型式		車台番号
	種類		用途
	取得年月日	年 月 日	返還年月日 年 月 日
自動車販売業者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
返還理由（具体的に記入してください。）		1 性能が良好でない場合 2 車体の塗装等が契約の内容と異なる場合	

注 この申請書に記入している自動車を自動車販売業者に返還したことを証明する書類（契約書の写し等）を添えてください。

第118号様式の14の7（第72条の12関係）

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 ㊞

自動車税環境性能割還付決定通知書
納付義務免除

年 月 日付で申請のありました自動車税環境性能割の還付・納税義務の免除については、次のとおり決定しましたので通知します。
 なお、納付済みの額と決定額との差額については、後日還付します。

登録番号又は車両番号	年度	年度	年度
	当初額	減ずる額	決定額
課税標準額	円	円	円
税額	円	円	円
決定理由			

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第118号様式の14の8 (第72条の17関係)

年 月 日

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊟

自動車税環境性能割減免申請書

自動車税環境性能割の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

自動車 の表示等	所有者	住所(所在地)			
		氏名(名称)			
	使用者	住所(所在地)			
		氏名(名称)			
登録番号又は車両番号		取得年月日	年 月 日		
主たる定置場		税額	円		
用途	1 救急自動車 2 巡回診療の用に供する自動車 3 専ら公益の用に供する自動車				
処理	高知県税条例に規定する自動車税環境性能割の減免要件に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名 ㊟				

注 専ら公益の用に供する自動車の場合は、その事由を証明する書類を添えてください。

第118号様式の14の9 (第72条の17関係)

年 月 日

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊟

自動車税環境性能割減免申請書

自動車税環境性能割の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

取得した自動車 の表示等	所有者	住所(所在地)		
		氏名(名称)		
使用者		住所(所在地)		
		氏名(名称)		
減失又は損壊 をした自動車 の表示等	登録番号又は車両番号		用途(自家用又は 営業用の別)	自家用・営業用
	取得年月日	年 月 日	主たる定置場	
	登録番号又は車両番号		用途(自家用又は 営業用の別)	自家用・営業用
	取得年月日	年 月 日	初度登録年月	年 月
減免を受けようとする理由	主たる定置場		乗車定員	人
	最大積載量	t	総排気量	ℓ
	車名		型式	
	被災年月日	年 月 日	被災直前の価格	円
	抹消登録又は移転登録年月日	年 月 日	保険金、損害賠償金等の受給額	円
	被災場所			
	高知県税条例に規定する自動車税環境性能割の減免要件に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名 ㊟			

注 天災により減失し、又は損壊した自動車に代わる自動車をその減失又は損壊のあった日から3月以内に取得したことを証明する書類を添えてください。

第118号様式の14の10（第72条の17関係）

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 印

自動車税環境性能割減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました自動車税環境性能割の減免については、次のとおり決定しましたので通知します。

所有者	住所（所在地）			
	氏名（名称）			
使用者	住所（所在地）			
	氏名（名称）			
登録番号又は車両番号		年度	年度	
当初税額		減免税額		決定税額
円		円		円
決定理由				

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第119号様式の1から別記第119号様式の7までを次のように改める。

第119号様式の1 (第73条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称) ㊥

自動車税種別割課税免除申請書

自動車税種別割の課税免除を受けたいので、次のとおり申請します。

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
自動車	種類	
	用途	
	車名及び型式	
	車台番号	
	乗車定員	
	排気量又は最大積載量	
主たる定置場		
自動車登録番号		
課税免除を受けようとする理由		

第119号様式の1の2 (第73条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称) ㊥

自動車税種別割課税免除対象バス車両認定申請書

自動車税種別割 (年度分) の課税免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 課税免除対象バス車両の総数
両 (算式: $\times \text{ --- } =$)
- 課税免除対象バス車両の状況

順位	登録番号	乗車定員	4月1日から同月7日までの間のもの		生活路線 (又は代替路線) 走行率 ②/①	当該車両の主たる定置場
			当該車両の全走行キロ数 ①	①のうち生活路線 (又は代替路線) の走行キロ数 ②		
		人	km	km	%	

第119号様式の2 (第73条関係)

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

自動車税種別割課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のありました自動車税種別割については、次のとおり決定しましたので通知します。

自動車登録番号		種類及び用途	
車名及び年式		排気量又は最大積載量	
車台番号		主たる定置場	
決定事項			
決定理由			
課税免除する年度	年度	免除税額	円

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第119号様式の2の2 (第73条関係)

様

第 年 月 日 号

県税事務所長 印

自動車税種別割課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のありました自動車税種別割については、次のとおり決定しましたので通知します。

課税免除する年度	免除台数の計	免除税額の総額	免除自動車の内訳	決定理由
				高知県税条例第 条 第 項 第 号に該当

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

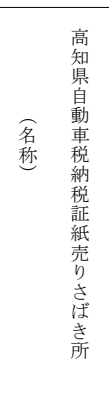
第119号様式の3 (第72条の10、第73条の2関係)



備考 大きさは縦20ミリメートル、横30ミリメートルとし、色彩は額面金額の区分に応じ、次のとおりとする。

- | | | |
|----|--------|-------|
| 1 | 3万円 | うぐいす色 |
| 2 | 1万円 | 灰色 |
| 3 | 5,000円 | 茶色 |
| 4 | 3,000円 | だいだい色 |
| 5 | 1,000円 | 紅色 |
| 6 | 500円 | 墨色 |
| 7 | 300円 | オリーブ色 |
| 8 | 100円 | 深緑色 |
| 9 | 50円 | 桃色 |
| 10 | 30円 | 紫色 |
| 11 | 10円 | 青色 |

第119号様式の4 (第72条の10、第73条の2関係)



備考 大きさは、縦80センチメートル、横25センチメートルとする。

第119号様式の5（第72条の10、第73条の3関係）



備考 大きさは、縦33ミリメートル、横72ミリメートルとする。

第119号様式の6（第72条の10、第73条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代
表者の職・氏名）

㊤

証紙代金収納計器取扱人指定申請書

収納計器取扱人の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 収納計器取扱人の指定を受けようとする理由
- 2 年間の収納計器による取扱見込額
- 3 申請者の主たる事業内容
- 4 収納計器取扱所を設置しようとする場所の名称及び所在地

第119号様式の7（第72条の10、第73条の3関係）

自動車税証紙代金収納計器取扱所 (氏名又は名称)

備考 大きさは、縦80センチメートル、横25センチメートルとする。

別記第119号様式の8中「（第73条の4関係）」を「（第72条の10、第73条の4関係）」に改める。

別記第119号様式の9中「（第73条の4関係）」を「（第72条の10、第73条の4関係）」に改め、「高知県税規則第73条の4第1項の規定により」を削る。

別記第119号様式の10中「（第73条の5関係）」を「（第72条の10、第73条の5関係）」に改め、「高知県税規則第73条の5第1項の規定により、」を削る。

別記第119号様式の11中「（第73条の12関係）」を「（第72条の10、第73条の12関係）」に改める。

別記第119号様式の14を次のように改める。

第119号様式の14（第74条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

自動車の売主 住所（所在地）

氏名（名称）

◎

自動車の買主の住所等に関する報告書

次のとおり自動車の買主の住所等について報告します。

自動車登録 番号	自動車の買主			所有権を 買主へ移 転する通 知の有無
	氏名（名称）	現住所又は居所（所在地）	勤務先等	

別記第121号様式中
「自動車税軽減申請書」
を
「自動車税種別割軽減申請書」
に、「高知県税条例第153条第1項の規定に基づき自動車税」を
「自動車税種別割」に改める。
別記第122号様式中
「自動車税軽減決定通知書」
を
「自動車税種別割軽減決定通知書」
に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「通知しま
す」を「通知します」に改める。
別記第122号様式の2中
「中古商品自動車自動車税軽減申請書」
を
「中古商品自動車自動車税種別割軽減申請書」
に、「高知県税条例第153条の2第1項の規定に基づき
年度分の自動車税」を「自動車税種別割（年度分）」に
改める。
別記第122号様式の3中
「中古商品自動車自動車税軽減決定通知書」
を
「中古商品自動車自動車税種別割軽減決定通知書」
に、「自動車税の軽減」を「自動車税種別割の軽減」に、「自動
車税の総額」を「自動車税種別割の総額」に、「通知しま
す」を「通知します」に改める。
別記第123号様式及び別記第123号様式の2を次のように改め
る。

第123号様式 (第72条の17、第77条の2関係)

受付印

年 月 日

県税事務所長 様

自動車税環境性能割減申請書
種別割

自動車税環境性能割・種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、減免の判定のために必要がある場合は、身体障害者手帳等及び運転免許証の状況について、関係機関及び関係部署に照会し、確認することについて同意します。

		登録番号又は車両番号		身障区分コード		
申請者	住所	生年月日	年 月 日	身体障害者等との続柄	非同居認定	
	ふりがな氏名	電話番号	④	コード	コード	
身体障害者手帳等の表示	住所	氏名	電話番号	コード		
	生年月日	年 月 日	18歳になる日	年 月 日	障害の程度	
	手帳区分	1 身体障害者手帳	有効日付	年 月 日	(該当する欄に記入するか、又は該当する項目の番号を○で囲んでください。)	
		2 療育手帳	次の判定年月	年 月		
		3 精神障害者保健福祉手帳	障害名又は障害の状態	種 級		
4 戦傷病者手帳		項症 款症				
手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	1 療育手帳の総合判定A 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級		
自動車の使用状況	使用目的	1 通院 2 通学・通園 3 通勤 4 生業 5 通所 6 帰宅	施設名			
	住所	氏名	生年月日	年 月 日	コード	
運転免許証の表示等	電話番号	身体障害者等との続柄	コード	非同居認定	コード	
	免許証番号	交付年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
	免許の種類	大型・中型・普通・大型特殊	免許の条件	なし・ある ()		
自動車検査証の表示等	所有者住所(所在地)	氏名(名称)	有効期間の満了する日			
	使用者住所	氏名	年 月 日			
	主たる定置場	取得年月日	年 月 日	用途(自家用又は営業用の別)	自家用	
自動車の特別仕様又は構造変更の内容						
自動車税環境性能割	当初取得価額	円	当初税額	円		
	特別仕様又は構造変更に必要な金額	円	減免税額	円		
	取得価額	円	決定税額	円		
自動車税種別割		当初税額	円	減免税額	円	
		決定税額	円	決定税額	円	
処理	身体障害者手帳等及び運転免許証を現認し、高知県税条例に規定する自動車税環境性能割・種別割の減免要件に該当することを確認しました。					
	年 月 日	調査員 職・氏名			④	
前減免自動車 () は、廃車・移転 (年 月 日) 済み						

注 1 詳細については、裏面をよくお読みください。
2 この減免申請書に必要な書類を添えて、自動車の登録時には運輸支局県税駐在員に、既に登録されている自動車は各県税事務所にて4月1日から納期限までの間に提出してください。

(裏面)

◎減免申請の際には、次の点に注意してください。
◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。
◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

	<p>家族運転又は常時介護者運転の場合</p>	<p>本人運転の場合 (身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場合に限りです。)</p>
自動車 ※1台に 限ります。	<p>① 車種 乗用車、トラック(乗車定員が4人以上のもの)、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ② 名義 ・所有者：ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、身体障害者等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方) ・使用者：身体障害者等又は「運転免許証の表示等」欄の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留保付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。</p>	<p>① 車種 自家用のもの ② 名義 ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人</p>
運転者	<p>・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族(やむを得ない理由により同居できない場合で、健康保険証又は確定申告書の写しにより扶養関係を確認することができる者は、可。) ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者</p>	本人
自動車の 使用内容	<p>身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用が見込まれるもの</p>	本人が日常生活において使用するもの
手続に必要なもの	<p>① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 住民票(続柄を省略していないもの) ※同居でない場合は、扶養関係を証明する健康保険証又は確定申告書の写し ⑦ 使用内容を証明するもの 通院証明(医療機関)、通学・通園・帰宅証明(学校等)、通勤証明(会社等)、生業の証明(民生委員)又は通所証明(施設等) ⑧ 介護者の確認をすることができるもの(常時介護者運転の場合のみ) 自動車運行計画書及び誓約書 ⑨ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類</p>	<p>① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類</p>

注 1 申請者は、納税義務者です。
2 「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「2 通学・通園」、「5 通所」又は「6 帰宅」の場合にのみ記入してください。
なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。
3 「身障区分コード」欄、「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

第123号様式の2（第72条の17、第77条の2関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日		
県税事務所長 様				
申請者 住所（所在地） 氏名（名称）				
自動車税環境性能割・種別割減免申請書				
自動車税環境性能割・種別割の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。				
記				
自動車の表示等	所有者	住所（所在地）		
		氏名（名称）		
	使用者	住所（所在地）		
		氏名（名称）		
	登録番号又は車両番号		用途（自家用又は営業用の別）	自家用 ・ 営業用
	取得年月日		年 月 日	主たる定置場
	区分	構造上、身体障害者等の 1 利用に専ら供するための構造を有する自動車 2 利用に供するための構造を有する自動車 3 運転の用に供するための構造を有する自動車（営業用のものに限る。）		
	特別仕様又は構造変更の内容	1 車椅子の昇降装置 2 車椅子の固定装置 3 浴槽の装着 4 その他（ ）		
	自動車税環境性能割	当初取得価額	円	当初税額 円
		特別仕様又は構造変更に必要な金額	円	減免税額 円
取得価額		円	決定税額 円	
自動車税種別割	当初税額		円	
	減免税額		円	
	決定税額		円	
車椅子の利用者	住所			
	氏名	生年月日	年 月 日	
	申請者との続柄	電話番号		
自動車の使用目的				
処理	高知県税条例に規定する自動車税環境性能割・種別割の減免要件に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名			

- 注 1 申請者は、納税義務者です。
 2 「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。
 3 自動車の特別仕様又は構造変更の内容及び金額が分かる書類を添えてください。
 4 車椅子を利用することの証明等自動車の使用目的に応じて手続に必要なものがありますので、県税事務所で確認してください。

別記第124号様式中
 「自動車税納税証明書」
 を
 「自動車税種別割納税証明書」
 に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。
 別記第165号様式を次のように改める。

第165号様式（第92条の2関係）

受 取 人	住所
	氏名
年 月 日	
会計管理者 印	
通知番号 (登録番号)	
還付金	
金額	現 終 払 了
口座	
振込先金融機関	
預金種別	口座番号

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第22条並びに別記様式第24号様式、別記第46号様式、別記第46号様式の2及び別記第69号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の高知県税規則別記第6号様式の5、別記第10号様式の2及び別記第123号様式から別記第124号様式までは、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第28号

## 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「不動産取得税」を「不動産取得税の課税免除」に改め、同条第1項中「次に掲げるもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「規定する申請書」を「の申請書」に改め、同条第3項中「よる申請を受けた場合」を「より申請書の提出があったとき」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割の課税免除」に改め、同条中「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(自動車税の課税免除に係る申請書等)

**第3条** 条例第4条第2項及び第5条第2項の知事が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 特定非営利活動法人の設立認証書及び定款の写し
- 申請に係る自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証の写し（自動車税の環境性能割の課税免除に係る申請にあっては、当該自動車検査証の写し又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証の写し）
- 前2号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

- 2 条例第4条第2項及び第5条第2項の申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 知事は、条例第4条第2項又は第5条第2項の規定により申請書の提出があったときは、これについて決定をし、当該申請者に対して別記第4号様式により通知するものとし、自動車税の種別割の課税免除にあつては、関係県税事務所長に対して別途その旨を通知するものとする。  
別記様式を次のように改める。

**別記**  
**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

|     |                 |      |     |
|-----|-----------------|------|-----|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地      | 郵便番号 | —   |
|     | (フリガナ) 名称       | 電話番号 | ( ) |
|     | (フリガナ) 代表者の職・氏名 | ( )  | Ⓜ   |

不動産取得税課税免除申請書

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第3条第1項の規定による不動産取得税の課税免除を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

|          |                                                                                                                                                                                                                                     |       |       |       |                |    |                |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|----------------|----|----------------|
| 申請に係る不動産 | 土地                                                                                                                                                                                                                                  | 所在    |       |       |                |    |                |
|          |                                                                                                                                                                                                                                     | 地目    |       | 地番    |                | 地積 | m <sup>2</sup> |
|          |                                                                                                                                                                                                                                     | 取得年月日 | 年 月 日 | 取得原因  |                |    |                |
|          | 家屋                                                                                                                                                                                                                                  | 所在地   |       |       |                |    |                |
|          |                                                                                                                                                                                                                                     | 家屋番号  |       | 種類    |                |    |                |
|          |                                                                                                                                                                                                                                     | 構造    |       | 延べ床面積 | m <sup>2</sup> |    |                |
|          | 取得年月日                                                                                                                                                                                                                               | 年 月 日 | 取得原因  |       |                |    |                |
| 使用目的     |                                                                                                                                                                                                                                     |       |       |       |                |    |                |
| 添付書類     | <input type="checkbox"/> 不動産の無償譲渡を証する書類<br><input type="checkbox"/> 法人の設立認証書の写し<br><input type="checkbox"/> 法人の定款の写し<br><input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |       |       |       |                |    |                |
| 備考       |                                                                                                                                                                                                                                     |       |       |       |                |    |                |

注 申請に係る不動産の使用目的について、高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第3条第1項の規定に該当する用途であることを具体的に示す書類を添えてください。



**第2号様式**（第2条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



不動産取得税課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のありました不動産取得税については、次のとおり決定しましたので通知します。

|      |       |                                                    |      |   |  |
|------|-------|----------------------------------------------------|------|---|--|
| 土地   | 所在    |                                                    |      |   |  |
|      | 地目    | 地番                                                 | 地積   | ㎡ |  |
|      | 取得年月日 | 年 月 日                                              | 取得原因 |   |  |
| 家屋   | 所在地   |                                                    |      |   |  |
|      | 家屋番号  | 種類                                                 |      |   |  |
|      | 構造    | 延べ床面積                                              | ㎡    |   |  |
|      | 取得年月日 | 年 月 日                                              | 取得原因 |   |  |
| 使用目的 |       |                                                    |      |   |  |
| 決定事項 |       | 申請に係る不動産取得税の課税免除については、承認します・非承認とします。               |      |   |  |
| 決定理由 |       | 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第3条第1項の規定に該当します・非該当です。 |      |   |  |
| 免除税額 |       | 円                                                  |      |   |  |

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

**第3号様式**（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

|     |                 |      |     |
|-----|-----------------|------|-----|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地      | 郵便番号 | —   |
|     |                 | 電話番号 | ( ) |
|     | (フリガナ) 名称       | ( )  |     |
|     | (フリガナ) 代表者の職・氏名 | ( )  | ㊞   |

自動車税環境性能割種別割課税免除申請書

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（以下「条例」という。）第4条・第5条第1項の規定による自動車税の環境性能割・種別割の課税免除を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 申請に係る自動車 | 登録番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 高知（高） |
|          | 取得年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年 月 日 |
|          | 前所有者の住所（所在地）及び氏名（名称）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
|          | 主たる定置場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |
| 添付書類     | 使用目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
|          | <input type="checkbox"/> 自動車の無償譲渡を証する書類（自動車税の環境性能割の場合）<br><input type="checkbox"/> 条例第5条第1項各号のいずれかに該当する事業を行う法人であることを証する書類（自動車税の種別割の場合）<br><input type="checkbox"/> 自動車を条例第5条第1項各号のいずれかに該当する事業の用に供している運行実績を確認することができる書類（自動車税の種別割の場合）<br><input type="checkbox"/> 法人の設立認証書の写し<br><input type="checkbox"/> 法人の定款の写し<br><input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し<br><input type="checkbox"/> 軽自動車届出済証の写し（自動車税の環境性能割の場合）<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |       |
| 備考       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |

注 自動車税の環境性能割の課税免除を申請する場合は、当該申請に係る自動車の使用目的について、条例第4条第1項の規定に該当する用途であることを具体的に示す書類を添えてください。

## 第4号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

自動車税環境性能割  
種別割課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のありました自動車税の環境性能割・種別割については、次のとおり決定しましたので通知します。

|           |                                                        |      |   |
|-----------|--------------------------------------------------------|------|---|
| 登録番号      | 高知（高）                                                  |      |   |
| 取得年月日     | 年 月 日                                                  |      |   |
| 主たる定置場    |                                                        |      |   |
| 使用目的      |                                                        |      |   |
| 決定事項      | 申請に係る自動車税の環境性能割・種別割の課税免除については、承認します・非承認とします。           |      |   |
| 決定理由      | 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条・第5条第1項の規定に該当します・非該当です。 |      |   |
| 課税免除をする年度 | 年度                                                     | 免除税額 | 円 |

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

## 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。